

戦略
2

不登校の未然防止と学校復帰・社会的自立の支援

現状と課題・必要性

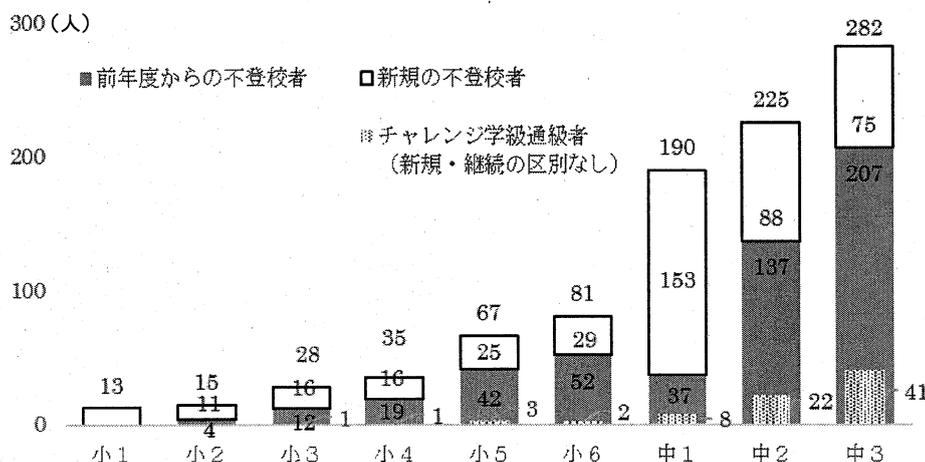
<不登校の未然防止>

- 足立区では、初期対応・早期対応の徹底や、学校を中心とした支援体制の構築など、様々な取り組みを充実させ、不登校対策に努めてきました。【教育相談課】
- こうした取り組みにより、不登校児童・生徒数は、平成29年度より減少傾向にあります。平成24年度との比較では1.6倍となっています(表14)。また、小・中学校の不登校発生率(平成30年度)は、全国1.7%、都1.8%と比較して、足立区2.1%と高い状況です。【教育相談課】
- 平成30年度の不登校児童・生徒936人のうち、新規の不登校者は426人で、その割合は45.5%です。また、中学1年で不登校の生徒190人のうち、新規不登校となった生徒は153人であり、その割合は80%を超えています(図15)。要因としては、生活指導や学習内容の変化、交友関係の広がり(中一ギャップ)等による、新しい環境へ順応できない点が考えられます。【教育相談課】

表14 不登校児童・生徒の推移(単位:人)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
小学校	123	168	203	240	265	241	239
中学校	456	573	675	733	813	718	697
合計	579	741	878	973	1,078	959	936

図15 平成30年度学年別不登校児童・生徒数



- 不登校児童・生徒を減らすためには、新たな不登校を抑制する未然防止・早期対応が不可欠であり、特に、新規の不登校の多い中学1年生には、より丁寧な対応が必要となります。 【教育相談課】

＜不登校児への教育機会・学習機会の確保＞

- 不登校児童・生徒の学習機会が損なわれることがないよう、専門家派遣による相談や、学校以外における学習機会・居場所の提供など、個々の実態に合わせた支援を行っています。 【教育相談課】
- 不登校児童・生徒が、自らの進路を主体的にとらえ、社会的な自立が図れるよう、多様な教育機会の確保が必要です。 【教育相談課】

めざす方向性

不登校の未然防止・早期対応については、魅力のある学校づくりや学校・教育委員会・関係機関等との連携により、各校における組織的対応の強化を図っていきます。

不登校児童・生徒への支援については、学校への復帰や社会的自立に向け、個の状況に応じた多様な教育機会・学習機会を確保していきます。

主な取り組み

- ・ 「不登校対応マニュアル」に基づく初期・早期の対応
- ・ 登校サポーターの派遣
- ・ チャレンジ学級(適応指導教室)

成果指標		基準年度 (平成30年度)	目標年度 (令和6年度)
1	不登校児童・生徒数(年間30日以上欠席者) 【教育相談課】 * 低減目標	(小学生) 239人 (中学生) 697人	(小学生) 220人 (中学生) 660人
2	新規の不登校児童・生徒数 【教育相談課】 * 低減目標	(小学生) 110人 (中学生) 316人	(小学生) 90人 (中学生) 240人
3	校内委員会での協議に基づく指導により、不登校の状況が改善した児童・生徒の割合(再掲) 【教育相談課】	37%	45%
4	登校サポーター派遣で別室登校支援をし、状況が改善した児童・生徒の割合【教育相談課】	68%	75%
5	チャレンジ学級で支援し、状況が改善した児童・生徒の割合【教育相談課】	70%	75%

個別の取り組み

戦略2 不登校の未然防止と学校復帰・社会的自立の支援

① 不登校の未然防止・早期対応

1 魅力的な学校づくり —居場所づくり・絆づくり— 【教育相談課】

不登校の未然防止に向けた取り組みとしては、すべての児童・生徒が、生き生きと学校生活を送ることができる「魅力的な学校づくり」が最も重要です。

いじめのない学校・学級など、児童・生徒にとって安心して過ごせる「居場所づくり」や、日々の学校生活で児童・生徒一人ひとりが活躍し、互いに褒め合い、認め合える関係の構築に向けた「絆づくり」を進めていきます。

2 不登校査定尺度のモデル校実施の検討 【教育相談課】

不登校の未然防止の取り組みの一つである、不登校査定尺度(※1)の取り組みについて、モデル的に実施している3校の結果を検証し、令和2年度以降の事業展開を検討していきます。

3 「不登校対応マニュアル」に基づく初期・早期の対応 【教育相談課】

各学校において、初期・早期の対応策を示した「不登校対応マニュアル」に基づき、学校を休み始めた児童・生徒に対して、個の状況に応じた適切な指導・支援に取り組めます。毎月、各校より提出される長期欠席児童・生徒状況表に、不登校対応マニュアル実施の記録記入枠を新設し、各学校の指導状況を確認するとともに助言を行います。

活動指標	基準年度 (平成30年度)	目標年度 (令和6年度)
不登校児童・生徒に対して不登校対応マニュアルに基づき支援した割合(令和2年度より算定) 【教育相談課】	-	100%

※1 不登校査定尺度

- ① 児童・生徒及び保護者を対象として、4領域(「学校での嫌な気持ち」「友達関係」「親から注意を向けられる」「学校外での楽しみ」)の質問紙を実施する。
- ② 質問紙を集計し、点数の上位者と不登校原因の芽を把握する。
- ③ 必要に応じて、声掛け、面談、SCとの連携等の支援を図る。

戦略2 不登校の未然防止と学校復帰・社会的自立の支援

②不登校の組織的対応

1 SC・SSWによる支援（再掲）【教育相談課】

SCを区内の全小・中学校に配置し、いじめや友人関係、学習面での心配事などについて、学校内で児童・生徒や保護者の方から相談を受け、必要に応じて適切な関係機関につなぐなどの支援を行っていきます。また、教育と福祉の橋渡しとなるSSWの派遣により、家庭や関係機関との連携を強化していきます。さらに、SSWが校内委員会に定期的に参加することにより、家庭や関係機関の情報を学校に伝えるなど、情報共有と課題解決を図っていきます。

2 教育相談コーディネーターを中心とした組織的対応 【教育相談課】

校内の不登校支援体制として、教育相談コーディネーター(各小・中学校において、校内不登校支援体制の整備・構築の中心的役割を担う教員)を中心に、教員及びSC・SSWなどを含む校内委員会を定期的を開催し、協議に基づいて児童・生徒への支援を行っていきます。

活動指標	基準年度 (平成30年度)	目標年度 (令和6年度)
SCの相談延べ回数(区SC・都SC合計数)(再掲) 【教育相談課】	74,517回	75,000回
SSWによる相談人数(実数)(再掲)【教育相談課】	363人	400人
校内委員会での協議に基づく児童・生徒への指導回数【教育相談課】*低減目標	13,279回	12,500回

戦略2 不登校の未然防止と学校復帰・社会的自立の支援

②不登校の組織的対応

3 「長期欠席児童・生徒状況表」をもとにした組織的な対応【教育相談課】

不登校をはじめ児童・生徒のさまざまな課題について、不登校要因や連携機関、支援内容等を記録する「長期欠席児童・生徒状況表」を情報共有のツールとして活用し、学校、教育委員会、関係機関、心理・福祉の専門家が一体となって、個別の児童・生徒の状況把握・情報共有を行い、組織的・計画的な対応を図っていきます。特に中学1年生の段階で新規不登校とならないよう、小・中学校の接続期には、小学校時代の出欠情報を漏れなく引き継ぎ、継続的な支援を行っていきます。

活動指標	基準年度 (平成30年度)	目標年度 (令和6年度)
長期欠席児童・生徒状況表で情報のあがった人数 【教育相談課】 *低減目標	1,622人	1,500人
小学校が小学6年生の長期欠席児童・生徒支援シート(共通シート)を作成し、進学先の中学校へ引き継ぎ指導を行った割合(令和2年度より算定) 【教育相談課】	-	100%

戦略2 不登校の未然防止と学校復帰・社会的自立の支援

③多様な教育機会・学習機会の確保

1 登校サポーターの派遣 【教育相談課】

子どもの自宅に迎えに行き一緒に登校するほか、登校後の別室での寄り添いや学習の補助を行う登校サポーターを派遣します。重篤な不登校状態となる前に状況を改善し、安定的な登校と教室復帰への支援を行っていきます。

2 チャレンジ学級(適応指導教室) 【教育相談課】

さまざまな理由で学校に登校していない小・中学生を対象に、集団の中で活動し学習することで自信をつけさせ、学校復帰や高校進学等につなげていきます。

活動指標	基準年度 (平成30年度)	目標年度 (令和6年度)
登校渋りや教室に入れない児童・生徒に対し、登校サポーターを派遣した回数【登校サポーターの人数】【教育相談課】	1,852回 【51人】 ※1	2,250回 【65人】
チャレンジ学級へつなげるため、不登校児童・生徒に対し働きかけを行った回数【正式通級となった人数】【教育相談課】	1,362回 【78人】	1,800回 【120人】

※1 平成30年度の登校サポーターの実績・・・登校サポーターが支援した児童・生徒数(実数)は143人(お迎え支援14人、別室登校支援129人)

戦略2	不登校の未然防止と学校復帰・社会的自立の支援	
	③多様な教育機会・学習機会の確保	
<p>3 NPOと連携した学習・居場所支援 【教育相談課】</p> <p>自宅以外での居場所や、他者と楽しみながら触れ合う機会等を確保するため、民間団体による居場所を兼ねた学習支援事業を活用し、不登校児童・生徒の居場所支援を行います。</p>		
<p>4 不登校特例校設置に向けた検討 【教育相談課】</p> <p>第十中学校と花保中学校の情緒障がい等通級指導学級を活用した、不登校特例校の設置を検討しています。令和2年4月にそれぞれの学校に、特例課程教室あすテップを設置し、将来の特例校設置をめざします。あすテップで、①不登校生徒の学習状況に合わせた支援体制、②保護者や生徒のニーズ、③転校に対する考え方などについて、アンケート調査を含めて、様々な課題を検証していきます。</p>		
	活動指標	基準年度 (平成30年度)
	NPOと連携した学習・居場所支援の登録児童・生徒数 【教育相談課】	目標年度 (令和6年度)
	10人	50人

戦略
3

切れ目のない特別支援教育の推進

現状と課題・必要性

<発達支援の相談、気づき>

- より身近な施設で発達相談を受けられるよう、相談場所の拡充や講座の開催のほか、早期の気づきと理解の促進を支援する「4歳の気づきのしくみ」を実施しています。

【支援管理課】

- 「4歳の気づきのしくみ」の実施が区立園と一部の私立保育園のみであり、就学前の子どもの発達課題に関する保護者の気づきが十分とは言えないことから、これまで以上に子どもの発達課題について把握できる機会の提供が必要です。

【支援管理課】

<発達支援に関する情報をつなげる仕組み>

- 発達支援に関する情報をつなげる仕組みとして、保護者の心配事などを就学予定の小学校につなぐ「チューリップシート」や就学前教育・保育施設から小学校に引き継ぐ「園生活支援シート」があります。また、配慮が必要と思われる就学前の子どもたちを対象として、小学校での体験機会を設ける「就学移行プログラム」を実施するなど、子どもと保護者の支援に向けた取り組みが進んでいます。

【支援管理課】

- これまでのチューリップシートの提出率は10%未満と低く、学校に支援情報が十分に伝わっていない課題があったため、令和元年度入学予定者より、配付対象を希望者から全保護者に変更しました。提出率は67%に向上したものの、より一層の円滑な小学校入学につなげていくためにも、就学前の子どもたちの発達に関する情報を小学校に十分に伝えていくことが課題です。

【支援管理課】

<特別支援教育>

- 特別な配慮を要する子どもたちに対しては、個々の状態やニーズに応じて、その可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加に必要な力を培う切れ目のない特別支援教育の推進が求められています。足立区では、一部の小・中学校に特別支援学級(固定学級及び通級指導学級)(※1)を設け、障がいの状態や特性などを把握し、一人ひとりに応じた教育を推進しています。

【支援管理課】

※1 特別支援学級…① 固定学級(知的障がい学級):知的な発達に心配のある子どものための学級

② 通級指導学級

- ・ 難聴学級:きこえに心配のある子どものための学級
- ・ 言語学級:ことばに心配のある子どものための学級
- ・ 弱視学級:見え方に心配のある子どものための学級

- 平成28～30年度にすべての小学校に特別支援教室を順次設置したことに伴い(表16)、特別支援教室(※2)の利用児童数が増えています(図17)。なお、中学校の特別支援教室は令和元年度から2年間で全中学校に設置していきます。

【支援管理課】

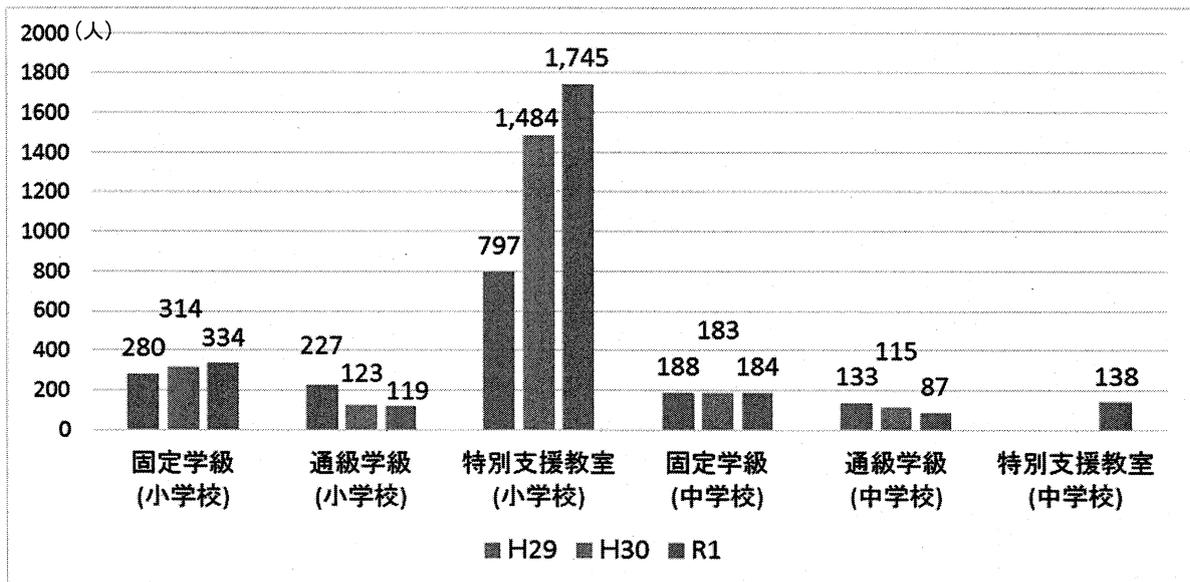
- 特別支援教育・発達支援に係る専門的な職員をはじめ、他の教職員の支援技術の向上を図り、特別な配慮を要する子どもたちも含めた全体に対する指導を改善させていくことが、喫緊の課題です。

【支援管理課】

表16 令和元年度 特別支援学級・特別支援教室設置校一覧

小学校(69校)			中学校(35校)		
固定学級	知的障がい	19校	固定学級	知的障がい	10校
通級指導学級	難聴・言語障がい	3校	通級指導学級	情緒障がい等	2校
	弱視	1校			
特別支援教室		69校	特別支援教室		12校

図17 固定学級・通級指導学級・特別支援教室の児童・生徒数(各年5月1日現在)



※2 特別支援教室(コミュニケーションの教室)・・・知的な発達に遅れはないが、心身の発達などに支援を必要とする子どものための教室

めざす方向性

心身の発達に支援を必要とする子どもたちに、早い時期から発達段階に応じた支援を行うため、「気づく」「つなぐ」「支える」の3つの視点から、関係機関同士の連携を図り、一人ひとりの成長や生活環境に応じた切れ目のない相談・支援を強化していきます。

主な取り組み

- ・ 心理相談・発達相談
- ・ チューリップシート(就学支援シート)
- ・ 特別支援教室(コミュニケーションの教室)

成果指標		基準年度 (平成30年度)	目標年度 (令和6年度)
1	就学相談が完結した割合 ＜小学校入学、小・中学校＞ 【支援管理課】	99%	100%
2	相談児童数のうち、関係機関と連携できた割合 ＜就学前＞ 【支援管理課】	90%	98%
3	発達支援児の行動上の課題が軽減又は現状維持したと判定された児童の割合 ＜就学前＞ 【支援管理課】	89%	95%
4	特別支援教室での指導により困り感が改善(退室)した児童・生徒の割合 【支援管理課】	5.8%	10%
5	ペアレント・メンター(発達障がい特性のある子の育児経験がある保護者)による相談件数のうち、2回以上相談にかかっているリピーターの割合(※1) 【支援管理課】	68%	75%
6	ユニバーサルデザインの視点を取り入れた指導を実践している教員の割合 【支援管理課】	-	100%

※1 本指標設定の考え…2回以上の相談は、前回の相談が利用者にとって満足度が高いものであったことを示すと考える。

個別の取り組み

戦略3 | 切れ目のない特別支援教育の推進 ①「気づく」支援策の充実

1 相談体制の充実 <就学前、小・中学校 ※心理相談は18歳未満> 【支援管理課】

子どもの成長や発達の遅れに関する相談を受ける「心理相談」や、面接・評価を実施して子どもの発達状況を確認し、必要な支援につなげる「発達相談」「出張相談」を実施し、相談体制の充実を図っていきます。

2 保護者支援、啓発 <就学前 ※啓発は全体> 【支援管理課】

子どもの発達に不安を感じている保護者などを対象として、「保護者向けミニ講座」を実施し、支援・助言等を図っていきます。また、配慮を要する子どもとその保護者のみでなく、周りの保護者や地域の方々の理解が一層深まり、社会全体で支援していけるように、様々な機会を捉え、特別支援教育の啓発を図っていきます。

3 発達に課題を抱える子どもの早期の気づき <就学前> 【支援管理課】

認可保育所等において、心理士・作業療法士が4歳児の行動観察を行い、スムーズな就学と健やかな発達を支援する「4歳の気づきのしくみ」を実施する施設を増やし、発達に課題を抱える子どもの早期の気づきと、保護者と保育者の理解の促進に努めていきます。

活動指標	基準年度 (平成30年度)	目標年度 (令和6年度)
「心理相談」「発達相談」「出張相談」の件数 【支援管理課】	2,226件	2,500件
「保護者向けミニ講座」の実施回数 (令和元年度新規事業) 【支援管理課】	-	24回 【参加者140組】
「4歳の気づきのしくみ」の実施園の割合(対象園:認可保育所・区立認定こども園) 【支援管理課】	70%	90%

戦略3 切れ目のない特別支援教育の推進 ②「つなぐ」支援策の充実

1 つなぐシートの活用 <就学前、小・中学校> 【支援管理課】

小学校入学にあたって配慮が必要と思われる子どもの情報を、保護者が作成して小学校に提出する「チューリップシート(就学支援シート)」について、提出率の一層の向上を図り、入学後に円滑な学校生活を送れるように支援していきます。

また、就学前教育・保育施設から小学校に引き継ぐものとして「園生活支援シート(個別支援計画)」を、小・中学校で学年ごとに引き継いでいくものとして「学校生活支援シート」を作成し、教育・保育上の配慮が必要な子どもたちについて、切れ目のない支援を行っていきます。

2 「就学移行プログラム」の実施 <小学校入学> 【支援管理課】

配慮が必要と思われる就学前の子どもたちを対象に、就学予定小学校での集団活動の体験機会を設ける「就学移行プログラム」を実施し、子どもと保護者の不安軽減とスムーズな学校生活への適応をめざしていきます。

3 就学先決定に係る支援 <小学校入学、小・中学校> 【支援管理課】

専門的見地から審議を行う就学支援委員会において、それぞれの児童・生徒の適正な就学に向けて支援を進めます。

就学先を決定するにあたり、専門医による問診や発達検査などの客観的なデータをもとに、どのような環境が望ましいかを保護者と相談のうえ、進めていきます。

活動指標	基準年度 (平成30年度)	目標年度 (令和6年度)
チューリップシート(就学支援シート)の提出率 【支援管理課】	67%	100%
発達支援委員会で特別支援を要すると判定された 3～5歳児のうち、「園生活支援シート(個別支援計 画)」を作成した割合 (令和2年度より算定) 【支援管理課】	-	100%
就学移行プログラムの実施小学校数 【支援管理課】	3校	67校(全校)
就学支援委員会の実施回数 【支援管理課】	30回	30回

戦略3 切れ目のない特別支援教育の推進 ③「支える」支援策の充実

1 特別支援学級の設置 <小・中学校> 【支援管理課】

一部の小・中学校に設置している特別支援学級(固定学級・通級指導学級)では、心身の発達に支援を必要とする児童・生徒について、個々の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、学齢期の生活を楽しく送ることができるよう、一人ひとりに応じた教育を推進していきます。

2 特別支援教室(コミュニケーションの教室) <小・中学校> 【支援管理課】

心身の発達などに支援を必要とする児童・生徒が苦手なことを克服し、より楽しく学校生活を送ることができるよう、都の計画に基づき、小・中学校全校に特別支援教室を設置します。足立区では、特別支援教室の担当教員を各校に配置し、担当教員と学級担任との連携を密にするとともに、保護者とも連携を図りながら、児童・生徒の指導にあたっていきます。

3 介助員の配置 <小・中学校> 【支援管理課】

小・中学校に在籍する心身に障がいのある児童・生徒に対し、日常の学校生活のほか、修学旅行や遠足などの学校行事の際に、必要に応じて介助員を配置し、支援していきます。

4 就学前の子どもへの発達支援 <就学前> 【支援管理課】

認可保育所等に通う特別な支援を要する子どもたちについては、発達支援委員会の中で発達支援児の判定と在籍園への指導内容の助言を検討していきます。また、心理士・作業療法士等による行動観察などを通じて、個に応じた支援をしています。

活動指標	基準年度 (平成30年度)	目標年度 (令和6年度)
特別支援学級(固定学級)の設置校数 【支援管理課】	29校	30校
特別支援教室(コミュニケーションの教室)の設置校数 【支援管理課】	81校	102校 (全校)
介助員の配置申請に基づき、介助員を配置した小・中学校の割合 【支援管理課】	93%	100%

戦略3	切れ目のない特別支援教育の推進	③「支える」支援策の充実									
<p>5 保護者への支援 <就学前、小・中学校> 【支援管理課】</p> <p>継続相談、ペアレント・メンターによる子育て相談、保護者学習会(ペアレント・トレーニング)を行い、保護者を支援していきます。</p>											
<p>6 研修会の実施 <就学前、小・中学校> 【支援管理課】</p> <p>小・中学校の特別支援教育コーディネーター(校長が選任した、発達に課題のある児童・生徒・保護者のニーズに応じた支援を行う教諭)を中心とした関係機関との連携、就学前教育・保育施設の保育者や小・中学校の教員を対象とした研修(①特別支援教育研修・特別支援教育マネジメント研修、②特別支援教室専門員研修、③研究交流や校内研修等)などを実施し、指導力の向上、対応強化を図っていきます。</p>											
<p>7 ユニバーサルデザインの視点をもった教育の推進 <小・中学校> 【支援管理課】</p> <p>ユニバーサルデザインの視点をもった学校教育の推進に向けて、他の先進区市町村の取り組みを参考にしながら、外部委員を加えた特別支援教育検討委員会を中心に、指導方法や学級環境等の改善策を検討し、各小・中学校で実践するための「足立区版ユニバーサルデザインの教育」を構築していきます。</p>											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">活動指標</th> <th style="text-align: center;">基準年度 (平成30年度)</th> <th style="text-align: center;">目標年度 (令和6年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ペアレント・メンターによる相談件数 【支援管理課】</td> <td style="text-align: center;">103件 【利用者52人】</td> <td style="text-align: center;">120件 【利用者60人】</td> </tr> <tr> <td>特別支援に係る研修会の実施回数 【支援管理課】</td> <td style="text-align: center;">23回</td> <td style="text-align: center;">23回 ※1</td> </tr> </tbody> </table>			活動指標	基準年度 (平成30年度)	目標年度 (令和6年度)	ペアレント・メンターによる相談件数 【支援管理課】	103件 【利用者52人】	120件 【利用者60人】	特別支援に係る研修会の実施回数 【支援管理課】	23回	23回 ※1
活動指標	基準年度 (平成30年度)	目標年度 (令和6年度)									
ペアレント・メンターによる相談件数 【支援管理課】	103件 【利用者52人】	120件 【利用者60人】									
特別支援に係る研修会の実施回数 【支援管理課】	23回	23回 ※1									

※1 特別支援に係る研修会の実施回数・・・特別支援に係る研修会のうち、ユニバーサルデザインの教育に関する研修を目標年度(令和6年度)に5回実施予定

戦略
4

いじめの早期発見・早期対応

現状と課題・必要性

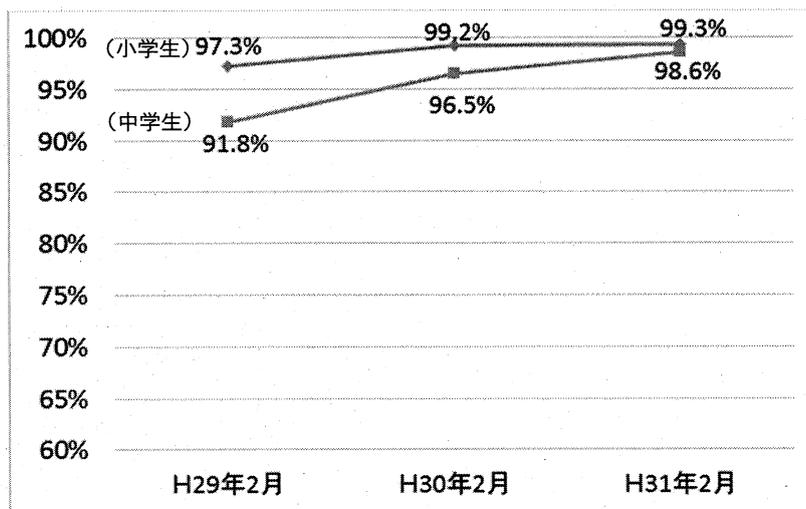
＜いじめの相談・支援体制＞

- いじめ防止対策推進法(※1)や国などの方針に基づき、「足立区いじめ防止基本方針」を策定し、教育委員会・学校・関係機関等が連携しながら、いじめ問題の未然防止と解決に取り組んでいます。 【教育指導課】
- 児童・生徒を対象に平成31年2月に実施したアンケートでは、「今、いじめられている」と回答した割合は小学生が1%、中学生が0.3%でした(表18)。また、「相談できる人がある」と回答した割合は増えてきており、平成30年度は約99%の状況です(図19)。 【教育指導課】
- いじめの防止及び早期発見、いじめを受けた児童・生徒に対する適切な支援、いじめを行った者等に対する適切な指導を行うため、いじめに関する相談体制や、学校・家庭・地域・関係機関等の連携による支援体制の一層の強化が課題です。 【教育指導課】

表18 「今、いじめられている」と回答した割合

	平成29年2月	平成30年2月	平成31年2月
小学生	0.9% (282名)	1.0% (299名)	1.0% (312名)
中学生	0.3% (34名)	0.3% (38名)	0.3% (34名)

図19 「相談できる人がある」と回答した小・中学生の割合



※1 いじめ防止対策推進法の「いじめ」の定義…児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

めざす方向性

いじめはどの学校でもどの子どもにも起こり得るとの認識の下、いじめに関する相談体制の充実や、学校と各関係機関における情報共有及び連携した対応により、いじめの早期発見・早期対応を図ります。

主な取り組み

- ・ SCの定期派遣
- ・ いじめ相談電話、ネット相談受付
- ・ 足立区いじめ等問題対策委員会

成果指標		基準年度 (平成30年度)	目標年度 (令和6年度)
1	いじめに関するアンケートで「相談できる人がいる」に肯定的な回答をした小・中学生の割合 ※2月実施 【教育指導課】	(小学生) 99.3% (中学生) 98.6%	(小学生) 100% (中学生) 100%
2	小・中学校におけるいじめの解消率 【教育指導課】	(小学生) 67.8% (中学生) 75.5%	(小学生) 75% (中学生) 80%
3	「全国学力・学習状況調査」で「いじめはどんなことがあってもいけないことだと思う」に肯定的な回答をした小・中学生の割合 【教育指導課】	(小学6年生) 95.8% (中学3年生) 95.2%	(小学6年生) 100% (中学3年生) 100%

個別の取り組み

戦略4 | いじめの早期発見・早期対応

1 相談体制の充実 【教育指導課】

SCの定期派遣や、いじめ相談電話、ネット相談受付等による個別相談など、児童・生徒や保護者に対する相談体制の充実を図り、いじめの早期発見、いじめを受けた児童・生徒の心のケアや適切な支援の早期対応を行っていきます。なお、支援につなげるにあたり、児童・生徒が教員にいじめを訴えやすい環境づくりや、相談先が記載された「いじめSOSカード」の全児童・生徒への配付、匿名による相談、SNSの活用などを通じて、相談に際しての心理的ハードルを下げ、早期相談を促す工夫を図っていきます。

2 組織的対応 【教育指導課】

いじめ対策を総合的かつ効果的に推進するために策定している「足立区いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ防止策などの審議・答申をはじめ、必要に応じていじめ等に関する実態調査を実施する「足立区いじめ等問題対策委員会」や、いじめの防止等に関する機関及び団体との連携を図る「足立区青少年問題協議会」などにおいて、いじめ問題に対する組織的な対応を図っていきます。

活動指標	基準年度 (平成30年度)	目標年度 (令和6年度)
いじめ相談(いじめ相談電話、ネット相談)受付件数 【教育指導課】	35件	40件
足立区いじめ等問題対策委員会の実施回数 【教育指導課】	3回	3回

戦略4 | いじめの早期発見・早期対応

3 支援体制の強化 【教育指導課】

学校と教育委員会が連携し、いじめに関する情報共有のための「いじめに関する児童・生徒の一覧表」「いじめ個票」(※1)、児童・生徒を対象に実施する「いじめに関するアンケート」(※2)、学校訪問などを基に実態把握し、必要な対応を行うとともに、保護者・地域・関係機関との連携を一層推進し、支援体制の強化を図っていきます。

また、心の教育の充実を図る教育課程の推進、いじめ防止や自殺予防に関する研修会、いじめや生命の尊さなどに関する公開授業等を実施し、教員の指導力向上を図っていきます。

活動指標	基準年度 (平成30年度)	目標年度 (令和6年度)
教員対象の「いじめ・自殺予防に関する研修会」の実施回数 【教育指導課】	4回 ※3	4回

※1 「いじめに関する児童・生徒の一覧表」「いじめ個票」…学校から教育委員会に毎月提出される一覧表と個票を確認することで、学校はいじめの対応状況を把握し、必要に応じて学校に指導・助言を行う。

※2 「いじめに関するアンケート」…区立小・中学校のすべての児童・生徒を対象に、年3回(6月、11月、2月)実施するアンケートにより、現状把握と傾向分析を基にした学校への指導・助言を行う。

※3 いじめ・自殺予防に関する研修会の実施回数…いじめ研修、自殺予防研修、初任者研修における平成30年度の参加者数は延べ415人

施策4

快適に学べる教育施設の整備と運営の充実

児童・生徒の豊かな学びや成長を支える学校は、常に快適、かつ安全・安心の施設でなければなりません。教育施設のハード面の整備のほか、学校と家庭、地域との連携や協働により、児童・生徒が健康で、楽しく、充実した学校生活を支える仕組みや体制を整えるなど、効率的で効果的な学校運営を実現する施策に取り組めます。また、どのような状況にある子どもたちでも、就学前から義務教育期までを不安なく過ごすことができるよう、切れ目のない教育費の負担軽減を推進し、就学環境を整えていきます。

【施策実現のための4つの戦略】

- 戦略1 安全で環境に優しい施設整備
- 戦略2 適正規模・適正配置
- 戦略3 学校運営支援
- 戦略4 就学環境の整備

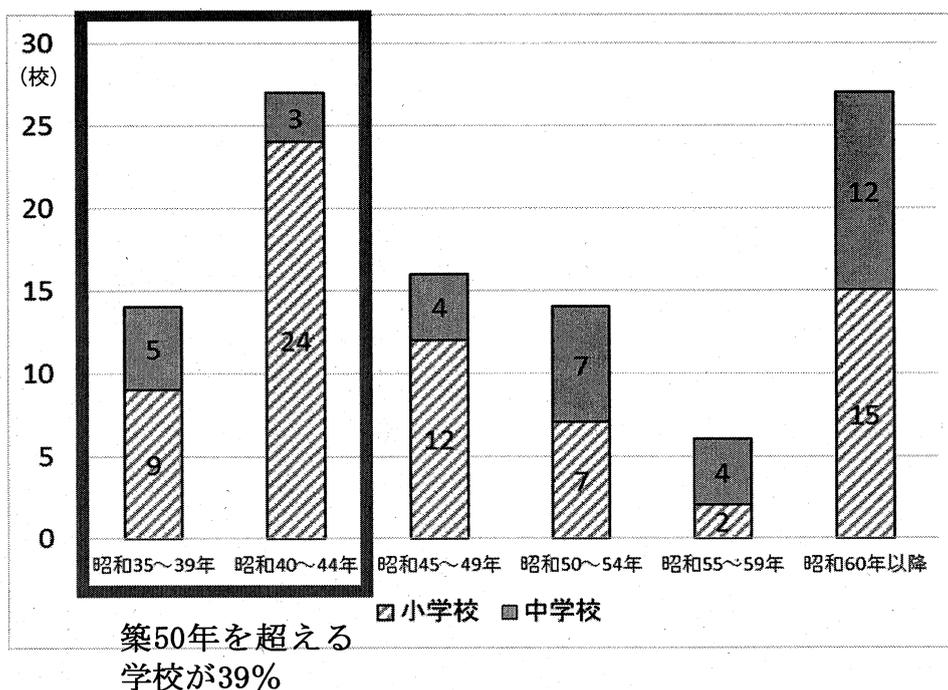
戦略 1 安全で環境に優しい施設整備

現状と課題・必要性

<学校施設・設備>

- 足立区では急激な児童・生徒数の増加により昭和40年前後に学校建設が集中したことから、平成30年度時点で築50年を超える学校が41校(全体の39%)となり、築年数が古い学校が多くなっています(図20)。【学校施設課】
- 学校施設は、児童・生徒等の学習・生活の場であるとともに、災害時には避難所ともなります。学校設備の老朽化が進む中、空調機の整備や学校図書館の利活用の推進に向けた整備といった教育環境としての学習・安全・衛生面と、地震・水害時への対応を含んだ防災機能面の両面から計画的な施設更新が必要です。【学校施設課】
- 地球温暖化対策やヒートアイランド対策など、環境に配慮した学校づくりを進めるため、施設更新に伴い、太陽光発電装置・照明のLED化により消費電力の低減を図るとともに、夜間の停電時などの際に電源供給が可能となる蓄電池の設置を進めています。【学校施設課】
- 環境負荷の低減や、自然との共生等を考慮した施設づくりのほか、学校施設における温室効果ガスの排出量の削減を進めていくことが課題となっています。【学校施設課】

図20 建築年次別学校数



めざす方向性

改築による施設更新や保全工事による長寿命化、設備更新等を計画的に実施することにより、学習・防災機能の両面から快適で安全・安心な施設に整備していくとともに、照明や冷暖房等の設備機器の高効率化などを通じて環境対策に取り組んでいきます。

主な取り組み

- ・ 計画的な施設更新と設備点検
- ・ 空調機の整備
- ・ トイレの洋式化

成果指標		基準年度 (平成30年度)	目標年度 (令和6年度)
1	令和2～6年度までの全体保全工事予定校20校のうち、全体保全工事が完了した学校の割合 【学校施設課】	-	100%
2	トイレ洋式化率 【学校施設課】	61%	80% ※1
3	教室照明のLED化率 【学校施設課】	22.1%	52.9%

※1 80%の設定理由・・・和式を利用する児童・生徒のため、一定数の和式トイレを残すこととしている。

個別の取り組み

戦略1 安全で環境に優しい施設整備

1 計画的な施設更新 【学校施設課】

全小・中学校ごとの老朽化進行状況等に基づく施設改修の必要性を考慮した施設保全計画の策定を進め、適正規模・適正配置のガイドラインとの整合性を考慮しながら計画的な施設更新を実施していきます。

さらに、雨漏りによる屋上防水工事や、電気設備不具合による改修工事など、緊急的に補修を要する学校について、随時、保全工事を実施していきます。

2 設備点検 【学校施設課】

毎年、全小・中学校施設の設備点検を行って安全性を確認し、設備に不具合が見つかった場合は早急に維持補修工事を行い、子どもたちの安全・安心を確保していきます。

3 空調機の整備 【学校施設課】

児童・生徒が快適に学ぶことができるよう、普通教室は平成19年度完了、特別教室は改築を予定している学校を含む全校で平成30年度に設置工事が完了したため、今後は維持補修を行っていきます。

また、避難所としての生活環境や、熱中症対策などの教育環境向上として、全小・中学校体育館へのエアコン設置を進めます。

活動指標	基準年度 (平成30年度)	目標年度 (令和6年度)
各年の保全工事対象校のうち、工事予定工程が完了した割合 【学校施設課】	100%	100%
設備点検を実施した学校の割合 【学校施設課】	100%	100%
維持補修工事により安全を確保した学校の割合 【学校施設課】	100%	100%
体育館へのエアコン設置完了校の割合 【学校施設課】	1%	100%

戦略1 | 安全で環境に優しい施設整備

4 トイレの洋式化 【学校施設課】

小・中学校におけるトイレについては、ブース更新や床のドライ化、大便器の洋式化などの改修を行っていきます。大便器の洋式化率は平成30年度時点で61%であり、令和2年度までに洋式化率を80%にすることを目標に工事を実施していきます。

5 環境に配慮した学校づくり 【学校施設課】

学校施設の照明のLED化を進めるとともに、施設更新工事等に合わせて太陽光発電装置を設置するなど、環境に配慮した学校づくりを進めていきます。

活動指標	基準年度 (平成30年度)	目標年度 (令和6年度)
トイレ改修対象校のうち、改修を完了した学校の割合【学校施設課】	32.8% 【22校/67校】	100%
太陽光発電装置の導入校数【学校施設課】	17校	24校

戦略

2

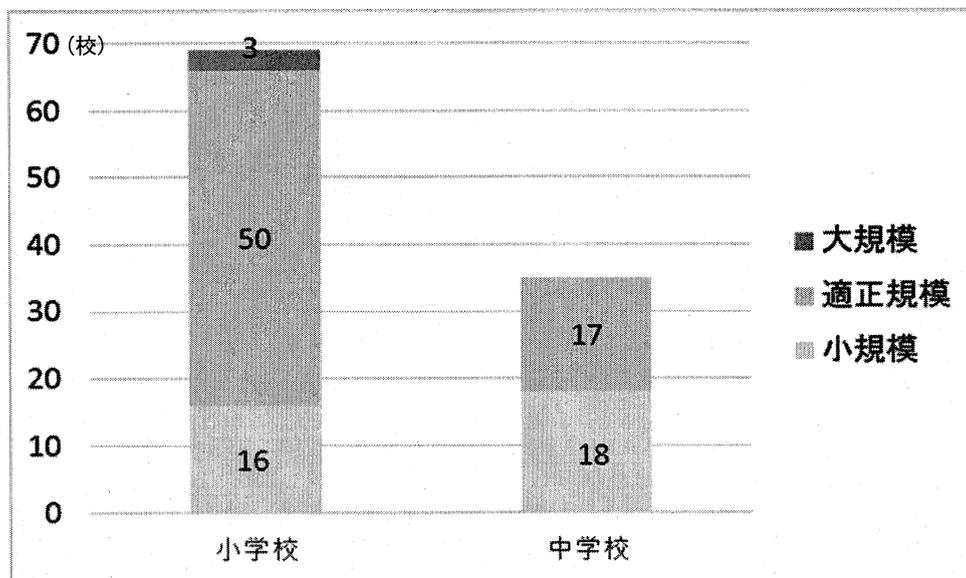
適正規模・適正配置

現状と課題・必要性

<学校の適正規模・適正配置>

- 学校においては、単に教科等の知識や技能を習得させるだけでなく、児童・生徒が集団の中で、切磋琢磨すること等を通じて表現力や問題解決能力等を育み、社会性や規範意識を身につけさせることが重要です。このためには一定の規模の児童・生徒集団が確保されていることが望ましいと考えています。【学校適正配置担当課】
- 令和元年度現在、足立区には小学校69校、中学校35校の計104校があります。区の適正規模の基準(※1)では、適正規模以外の学校は、小学校が69校中19校(小規模校16校、大規模校3校)、中学校が35校中18校(小規模校18校)となっています(図21)。【学校適正配置担当課】
- 将来的な児童・生徒数の見込みや通学距離、交通安全や防犯上の問題、学校と地域コミュニティの関わり、災害時の避難所施設としての位置づけ等、地域の特性を総合的に判断しながら、適正規模・適正配置の検討を行っていく必要があります。【学校適正配置担当課】

図21 令和元年度小・中学校の適正規模



※1 区の適正規模の基準…小学校は12～24学級(標準児童数340～760人)、中学校は12～24学級(標準生徒数370～840人)である。この基準よりも少ない学校は小規模校、多い学校は大規模校となる。

めざす方向性

義務教育という大切な時期に、適正な児童・生徒数の集団生活の中で、互いに認め合い、助け合い、競い合いながら成長できる教育環境を整えることが、人間力の育成と学力向上の両面において大切です。

小・中学校の児童・生徒数を適正な規模にし、教育環境の向上を図る適正規模・適正配置事業を今後も計画的に推進していきます。

主な取り組み

- ・ ガイドラインに基づく適正規模・適正配置

成果指標		基準年度 (平成30年度)	目標年度 (令和6年度)
1	全小・中学校に占める「適正規模校」の割合 【学校適正配置担当課】	64.4%	70%

個別の取り組み

戦略2 適正規模・適正配置

1 ガイドライン(※1)に基づく適正規模・適正配置 【学校適正配置担当課】

平成29年5月に区立学校の現状を踏まえ、学校規模、年少人口及び施設更新の視点から新たな適正規模・適正配置の考え方を示したガイドラインを策定しました。本ガイドラインに基づき、江北地区(※2)・鹿浜地区(※3)の小学校の実施計画を策定し、それぞれ両校の地域及び学校関係者の代表者で構成する「統合地域協議会」で統合に伴う諸課題を協議しながら事業を進めています。

新たに取り組む花畑地区の適正規模・適正配置の方針となる実施計画(案)は、人口推移、人口推計を検証し、早ければ令和3年度に決定します。また、入谷地区は、令和4年以降の生産緑地の宅地化に伴う年少人口の動向を注視しながら検討を進めていきます。

今後も計画的に学校規模の適正化と施設更新を図り、子どもたちが毎日明るく、楽しく、元気に学び、遊べる環境を整えていきます。

活動指標	基準年度 (平成30年度)	目標年度 (令和6年度)
統合地域協議会を隔月で開催した割合 【学校適正配置担当課】	100%	100%

※1 ガイドライン…「足立区立小・中学校の適正規模・適正配置の実現に向けて ～子どもの未来を創る適正規模・適正配置のガイドライン～」

※2 江北地区…江北小学校と高野小学校を令和4年度に統合予定

※3 鹿浜地区…北鹿浜小学校と鹿浜西小学校を令和5年度に統合予定

戦略

3

学校運営支援

現状と課題・必要性

- 児童・生徒の学力の向上や不登校、いじめ等、学校が抱える様々な山積する課題や問題は、学校のみで解決・改善することは困難な状況になっています。

【学校支援課】

<学校と地域の連携>

- 足立区立の全小・中学校には、学校関係者、保護者、地域住民などが参画して、学校経営や学校運営を共に考え、支え、行動する組織として、開かれた学校づくり協議会が設置され、機能しています。令和元年6月現在、そのうちの11校は、法で定められた「コミュニティ・スクール」として学校運営協議会が組織され、より深く学校経営・学校運営に参画し、成果を上げています。

【学校支援課】

- 子どもたちが、開かれた学校づくり協議会やコミュニティ・スクールに携わる地域の方々の献身的な活動に触れることにより、自分の住む地域と学校に愛着をもち、「地域に貢献する大人になりたい」と思う「豊かな心」を育てる機会を提供していく必要があります。そのため、既存の開かれた学校づくり協議会のさらなる活動の発展、コミュニティ・スクールの設置拡大が重要です。

【学校支援課】

<学校運営体制の強化>

- 学校に求められる役割が増大し、国においても、教員に負担がかかっていることが指摘されており、働き方改革の実現が求められています。足立区では平成30年度末に「足立区立学校における教員の働き方改革実施方針」を策定し、令和元年度より改善に向けた具体的な取り組みに着手しました。

【学校支援課、学務課、教育指導課】

- 各学校が抱える様々な課題や学力向上の取り組み等について、運営体制への積極的な支援・強化が必要です。

【学力定着推進課、教育指導課】

- 教員一人ひとりが、自身の心身の健康の維持・増進を図るとともに、子どもと向き合い、より良い授業を行うための十分な時間を確保するため、教員の負担軽減に向けた環境整備が課題です。

【学校支援課、学務課、教育指導課】

- 全小・中学校の学校図書館に環境整備業務や学習支援業務を担う図書館支援員を配置しています。読書活動・学習活動の推進や情報活用能力の育成に向けて、学校図書館機能の改善・充実を図り、学校図書館の利活用を進めることが必要です。

【教育政策課】

めざす方向性

児童・生徒を取りまく教育環境を整え、山積する教育課題を解決し、今後の厳しい社会を生き抜く力を児童・生徒に育むためには、学校と家庭、地域、行政が相互に連携・協働し、児童・生徒の教育活動の充実に努めていく必要があります。

一方、教員の働き方改革や業務改善、勤務時間管理の徹底を進め、教員が子どもと向き合う時間の確保に向けた取り組みも不可欠です。

児童・生徒がより豊かで充実した学校生活を送れるよう、より効率的で効果的な学校運営の実現に向けた施策を展開していきます。

主な取り組み

- ・ 開かれた学校づくり協議会
- ・ 教員の働き方改革の推進
- ・ 学校図書館の利活用の推進

成果指標		基準年度 (平成30年度)	目標年度 (令和6年度)
1	「足立区学力定着に関する総合調査」で「今住んでいる地域に貢献できるような大人になりたい」に肯定的な回答をした小・中学生の割合(令和元年度より実施) 【学校支援課】	-	70%
2	教員の1年間の在校等時間の総時間から東京都条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が360時間以下(※1)である教員の割合(「足立区立学校における教員の働き方改革実施方針」に基づく) 【教育指導課、学校支援課】	- ※2	100%
3	小学生一人あたりの本の年間貸出数 【教育政策課】	30冊	36冊
	中学生の学校図書館の利用割合 (1ヵ月の延べ利用者数÷生徒数) 【教育政策課】	141%	170%

※1 年間360時間を原則としつつ、児童・生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合についても、1年間の在校等時間の総時間から東京都条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、720時間を超えないようにする。

※2 令和元年度の年度途中にカードリーダー方式による出退勤システムを導入したため、システム導入前である基準年度(平成30年度)は在校時間の客観的な把握はできなかった。

個別の取り組み

戦略3 学校運営支援 ①学校と地域の連携・協創体制

1 開かれた学校づくり協議会への支援の充実 【学校支援課】

全校に設置している「開かれた学校づくり協議会」において、家庭教育や土曜事業、子どもの安全確保、学校関係者による学校評価などを実施し、学校・家庭・地域が力を合わせて地域性を生かした特色ある学校づくりを進めていきます。

活動のヒントとなる各協議会の活動を集約した冊子を配付するなどし、開かれた学校づくり協議会の活動がさらに充実・発展することをめざして支援していきます。

2 コミュニティ・スクール設置拡大 【学校支援課】

わかりやすいリーフレットにより学校や地域に説明する機会を増やし、コミュニティ・スクールの制度、権能などに関する理解を深め、家庭・地域の方々が学校経営・学校運営により深く参画する手法の一つとして、「開かれた学校づくり協議会型コミュニティ・スクール」の設置拡大を進めていきます。

活動指標	基準年度 (平成30年度)	目標年度 (令和6年度)
開かれた学校づくり協議会主催・共催事業の実施回数 【学校支援課】	2,601回	3,000回
開かれた学校づくり協議会型コミュニティ・スクールの設置校数 【学校支援課】	10校	13校

戦略3 学校運営支援 ②学校運営体制の強化

1 学校経営計画・学力向上アクションプランの進捗管理

【学力定着推進課、教育指導課】

各学校が作成する「学校経営計画」を基に、実施状況のヒアリングや定期的な学校訪問を実施し、各校の課題を解決するための指導・助言を行っています。

学力調査の結果分析等に基づいて、各小・中学校が作成する「学力向上アクションプラン(学校経営計画の重点取組事項)」について、専門職員が学校を巡回し、指導・助言を行うなど、学力向上の取り組みの強化を図っていきます。

2 教員の働き方改革の推進 【学校支援課、学務課、教育指導課】

平成30年度策定の「足立区立学校における教員の働き方改革実施方針」に基づき、①教職員出退勤システムの導入や、②一斉退校日等(※1)の設定、③私費会計事務を処理する非常勤職員の配置、④部活動指導を担う非常勤職員の配置などの方策を実施していきます。こうした取り組みにより、教員の長時間在校の解消、授業以外の業務の負担軽減を図ることで、教員の健康を維持・増進させるとともに、児童・生徒に向き合う時間や授業研究を行う時間のより一層の確保を実現します。

3 校務支援システム 【教育政策課】

教職員が利用する校務支援システム(文書連絡、指導要録、出欠席管理、成績処理、グループウェア等)の運用及び支援の充実を図ることにより、教職員の校務の効率化と負担軽減を図っていきます。

活動指標	基準年度 (平成30年度)	目標年度 (令和6年度)
学校経営計画のヒアリング実施の小・中学校の割合 【学力定着推進課】	100%	100%
一斉退校日等を設定している小・中学校の割合 (令和元年度より実施)【教育指導課】	-	100%

※1 一斉退校日等…原則、毎週水曜日を一斉退校日とする。ただし、各校の実情に応じて半数のみの退校や、各自が個別に定時退校日を設けるなど、同様の効果がある対応も含める。

戦略3 学校運営支援 ②学校運営体制の強化

4 学校図書館の利活用の推進 【教育政策課、教育指導課】

学校図書館の読書センター・学習センター・情報センターとしての三つの機能の利活用を推進し、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの多様な学習・指導を通じて児童・生徒の情報活用能力、問題解決能力等を育みます。

そのため、児童・生徒の興味・関心やニーズに応える魅力的な学校図書館資料の整備や、学校図書館支援員(※1)の配置・活用、図書館を使った調べる学習コンクールへの参加支援など、具体的な取り組みを記した各校の「学校図書館基本計画(※2)」を着実に実施するとともに、学校図書館基本計画に基づいたPDCAサイクルにより、学校図書館の利活用やその環境の整備について充実や改善・見直しに取り組みます。

5 中学校生活指導員の配置 【教育指導課】

区立中学校の適切な学習環境の維持と向上を図るため、学校の状況に応じて生活指導員を配置します。また、必要な研修等を実施して人材育成に努め、生徒の生活面を支援していきます。

活動指標	基準年度 (平成30年度)	目標年度 (令和6年度)
学校図書館支援員配置の小・中学校の割合 【教育政策課】	100%	100%
学校図書館基本計画を策定し活用している小・中学校の割合 (令和2年度より実施) 【教育政策課】	-	100%
生活指導員配置の中学校の割合 【教育指導課】	94%	100%

※1 「学校図書館支援員」の役割…校長や司書教諭、学校図書館担当教諭をはじめ、学校図書館ボランティア等の学校図書館に関わる方々と連携・協働し、学校図書館の環境整備や教員の授業づくりへの支援、児童・生徒に対する読書活動や調べ学習等への支援を行うなど、より良い学校図書館づくりをめざす。

※2 「学校図書館基本計画」の活用…学校図書館を通して「児童・生徒にどのような資質・能力等を身につけさせるか」の目標や具体的な取り組みを明確にし、学校図書館の利活用向上を図るための計画を毎年の年度当初に策定する。計画の策定(Plan)後は、それらを着実に実施し(Do)、年度末に目標や取り組み内容の評価・見直しを行い(Check)、継続的にさらなる学校図書館利活用に向けた改善を図る(Action)。

戦略 4 就学環境の整備

現状と課題・必要性

<学校安全>

- 足立区の小・中学生の交通事故の件数は、年々減少している状況にありますが、平成30年度は13件発生しています(表22)。【教育指導課、学務課】
- 学校内外で事件や事故に巻き込まれるケースも後を絶たず、より安全・安心な就学環境の整備が不可欠であり、安全管理の徹底と安全教育の推進、通学路整備、連絡手段の確保、家庭・地域と連携・協働した学校安全対策の推進が課題です。【教育指導課、学務課】

表22 小・中学生の交通事故の件数(学校から区に提出する事故報告書による)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
(1)学校管理下	14件	9件	7件
(2)上記(1)以外	9件	7件	6件
合計	23件	16件	13件

<多様なニーズに対応した教育機会の提供>

- 足立区の外国人の年少人口(14歳以下)は、年々増加傾向にあります(図23)。小・中学校において、日本語未習得児童・生徒の母語に通じた日本語適応指導講師を派遣し、日本語の習得と学校生活への適応を支援しています(表24)。【教育指導課】
- 一方、足立区には義務教育を修了しないまま学齢を超過した方や、不登校など様々な理由により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した方、日本語を十分に話すことができない方などを対象として、夜間中学校で就学機会を提供しています。【教育指導課、学務課】
- 足立区では、平成14年度入学者より学校選択制度を導入しています。現在では、小学校においては学区域の学校または、隣接する学区域の学校のみ選択可能とする「隣接区域制」とし、中学校は従来どおり「自由選択制」としています。【学務課】
- 日本語の理解が十分でない外国人児童・生徒や、義務教育未修了者、学び直しを希望する方など多様なニーズに対応した教育機会の提供を図っていく必要があります。【教育指導課、学務課】

図23 足立区の外国人の年少人口(14歳以下)経年比較(各年1月1日現在)

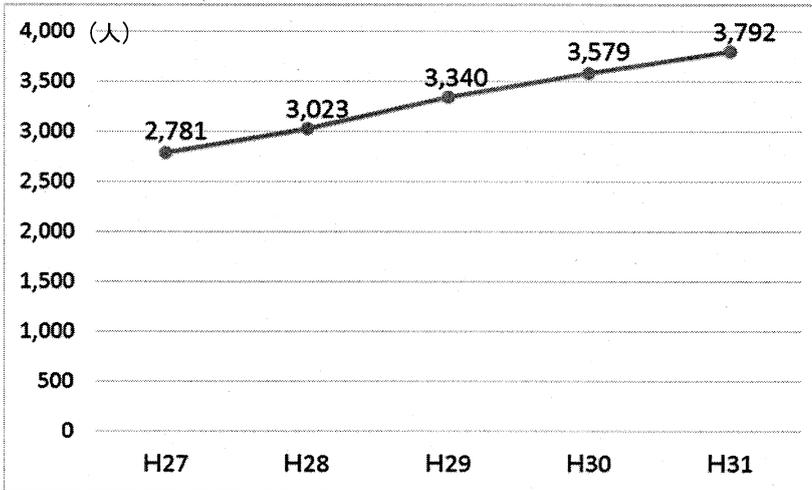


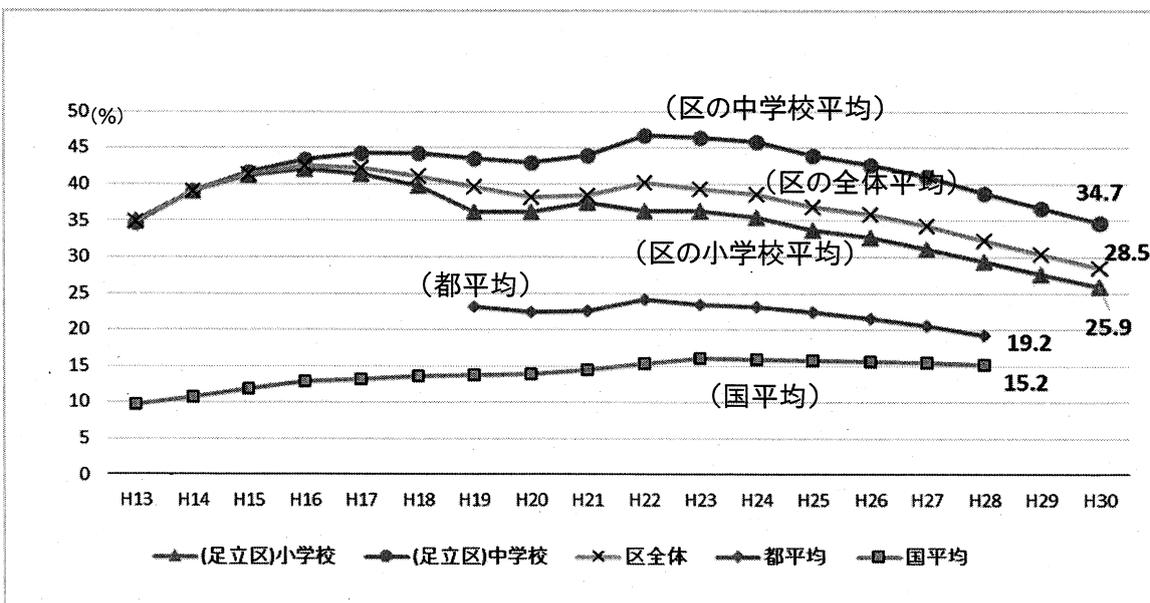
表24 日本語適応指導講師を利用した新規及び前年度継続の児童・生徒数の経年比較

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
日本語適応指導講師を利用した 新規及び前年度継続の児童・生徒数	146人	158人	154人

<教育費の負担軽減>

- 足立区の就学援助の対象者は平成25年度から減少している状況にあるものの、国や都と比較すると高い水準にあります(図25)。 【学務課】
- 経済的困難を抱える子どもたちが不安なく幼児教育及び義務教育を全うできるよう、家庭の教育費の負担軽減を図るとともに、子どもたちの誰もが、家庭の経済事情によって就学を断念することがないよう、教育資金の貸付・助成制度の充実が必要です。 【学務課、子ども政策課】

図25 就学援助率の経年変化及び全国・東京都との比較



めざす方向性

すべての児童・生徒が安全に関する資質・能力を身につけることをめざし、防災・防犯・交通安全教育を推進していきます。また、登下校の安全確保に向け保護者や地域との連携・協力による見守り体制の強化やICT機器等を活用した安全・安心確保策を講じます。

また、児童・生徒がどのような状況にあっても、夢や希望に向かって学ぶことができる就学環境を整えるとともに、夜間中学を中心とした学び直しや必要な学習の支援が可能となるよう、生涯学習の視点から段階的に取り組んでいきます。

主な取り組み

- ・ 交通安全教室
- ・ 日本語適応指導講師の派遣
- ・ 育英資金の貸付・助成

	成果指標	基準年度 (平成30年度)	目標年度 (令和6年度)
1	児童・生徒が関係した交通事故の件数【学務課】 * 低減目標	13件	0件
2	日本語適応指導の効果が見られた割合(日本語適応指導講師の所見による)【教育指導課】	100%	100%
3	希望校に入学した児童・生徒の割合【学務課】	99.4%	99.8%
4	育英資金の利用者(完済・助成後)を対象にした、育英資金の利用満足度を測るアンケートで肯定的な回答をした割合(令和2年度より実施)【学務課】	-	100%

個別の取り組み

戦略4 就学環境の整備 ①学校安全

1 学校安全教育の推進 【教育指導課】

すべての児童・生徒が安全に関する資質・能力を身につけることをめざし、避難訓練をはじめとした防災訓練、セーフティ教室等による防災・防犯教育を実施していきます。また、交通安全教室の実施や交通安全指導員派遣による交通安全教育などを推進していきます。

これに伴い、学校安全計画の作成や、学校安全に関する資質・能力を身につけるための教員研修などを実施し、学校安全教育の質的な向上を図ります。

2 登下校時の安全確保へ向けた整備 【学校支援課、学務課】

小学校の通学路において、防犯カメラ設置やグリーンベルト等の路面表示、通学路安全マップの作成、保護者・地域の協力による見守り体制の強化、通学路合同点検(※1)を実施します。また、小・中学校の1年生を対象に防犯ブザーの配付、小学校での「登下校等通知メール配信(※2)」などを実施し、児童・生徒の登下校時の安全確保を図っていきます。

3 緊急・災害時への対応 【学校支援課、教育指導課】

各校で導入している「学校メール配信システム」を活用して、緊急・災害時等の保護者への連絡手段を確保しています。

児童・生徒らの心肺停止等の緊急事態に備え、各校にAED(自動体外式除細動器)を複数台常備するとともに、教員が心肺蘇生やAEDの使用方法などを救命講習会等を通して学び、安全を守ります。

活動指標	基準年度 (平成30年度)	目標年度 (令和6年度)
セーフティ教室実施の小・中学校の割合 【教育指導課】	100%	100%
交通安全教室実施の小学校の割合【教育指導課】	100%	100%
通学路合同点検(定期点検)の実施回数 【学務課】	17回	17回
複数台のAED設置校の割合 【学校支援課】	100%	100%

※1 通学路合同点検…教育委員会、各学校、PTA・地域の方々と、道路管理者(国・東京都・足立区)、警察署が合同で通学路を点検し、交通安全、防犯の両面から通学路の安全確保を図る取り組み。小学校単位で行う定期点検と、学校の要請で行う随時点検がある。

※2 登下校等通知メール配信…小学校を対象に、登下校及び学童保育室、児童館の入退室に使用する門に感知機を埋設することで、児童が門を通過した際に自動的に保護者にメールが送信される仕組み

戦略4 就学環境の整備 ②多様なニーズに対応した教育機会の提供

1 外国人児童・生徒等の日本語指導の充実 【教育指導課】

日本語の理解不足などにより指導が必要な児童・生徒のいる学校へ「日本語適応指導講師」を派遣し、当該児童・生徒に対し、日本語や学校生活に関する特別指導を行い、学校生活への適応を促進していきます。さらに、区内小・中学校に在籍する外国籍及び帰国児童・生徒等に対する、日本語通級指導学級のモデル実施により、日本語指導の充実を図っていきます。

また、各小・中学校への音声翻訳機の導入などにより、日本語での意思疎通の難しい児童・生徒及び保護者等と円滑な対応を図ることができるよう努めていきます。

2 外国人児童・生徒の就学機会の確保 【学務課】

足立区に住民登録のある外国人の児童・生徒の保護者に就学手続の案内を送付し就学申請を受けるとともに、外国人が就学の機会を逸することのないよう、区で入学先を把握できていない外国人児童・生徒の実態把握を進めていきます。

活動指標	基準年度 (平成30年度)	目標年度 (令和6年度)
「日本語適応指導講師」及び「日本語通級指導学級(令和2年度モデル実施)」を利用している児童・生徒数 【教育指導課】	154人	215人
区立小学校に就学申請する外国人児童の割合 【学務課】	80.1%	82%

戦略4 就学環境の整備 ②多様なニーズに対応した教育機会の提供

3 夜間中学 【教育指導課、学務課】

学齢超過者であって、義務教育未修了者や、不登校などの様々な理由により中学校で十分に学べなかった方に、義務教育の学習内容を受ける機会を提供していきます。また、国籍を問わず日本語を十分に話すことができない方に対しては、日本語の習得に向けた教育機会の提供を図っていきます。

4 学校選択制度 【学務課】

平成29年度入学者までは小・中学校ともに自由選択制(区内全域から学校を選べる制度)でしたが、遠距離通学による通学上の危険を避けることや、災害等の緊急時に保護者への引き渡し等を確実に行うこと等を理由として、平成30年度入学者より、小学校は隣接区域制(原則として学区の学校または隣接する学区の学校から選べる制度)に変更しています。

平成30年度入学者から実施した制度改正後の学校選択の動向、保護者や学校の意見等を注視していきます。

活動指標	基準年度 (平成30年度)	目標年度 (令和6年度)
夜間中学の学級数【学務課】	6学級	6学級
小・中学校の新1年生が希望選択票(※1)を提出した割合【学務課】	97.6%	98.5%

※1 希望選択票…①選択票の未提出により、希望校に入ることができなかった児童・生徒がないようにするため、②入学希望者の正確な把握により学級編成や教員人事を円滑に進めるため、学区域外の区立学校を入学希望する場合のみでなく、学区域内の区立学校や、国立・私立などの学校を入学希望する場合にも提出をお願いしている書類

戦略4 就学環境の整備 ③教育費の負担軽減											
1 負担軽減の支援											
(1) 幼児教育の負担軽減 【子ども政策課】											
<p>国の「幼児教育・保育の無償化」の方針に基づき、足立区においては子どもの年齢、施設種別や家庭状況に応じて、教育・保育施設(認可保育所、認定こども園、幼稚園等)の利用料の負担軽減を図っていきます。</p>											
(2) 学齢期の負担軽減 【学務課】											
<p>義務教育の円滑な遂行に資することを目的に、経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者に対し、学用品費等の必要な費用を援助していきます。</p>											
(3) 育英資金の貸付・助成 【学務課】											
<p>国や都の制度改革を踏まえながら、奨学金の貸付や助成金をはじめとした育英資金制度の構築を図り、高校や大学等の段階における教育費の負担軽減を図っていきます。</p>											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>活動指標</th> <th>基準年度 (平成30年度)</th> <th>目標年度 (令和6年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子育てのための施設等利用給付費受給率(幼稚園) (令和元年10月開始) 【子ども政策課】</td> <td>-</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>育英資金制度の周知件数(「中学・高校・大学への案内」「個別相談会」「イベント会場でのパンフレット配布」等の合計件数) 【学務課】</td> <td>171件</td> <td>220件</td> </tr> </tbody> </table>	活動指標	基準年度 (平成30年度)	目標年度 (令和6年度)	子育てのための施設等利用給付費受給率(幼稚園) (令和元年10月開始) 【子ども政策課】	-	100%	育英資金制度の周知件数(「中学・高校・大学への案内」「個別相談会」「イベント会場でのパンフレット配布」等の合計件数) 【学務課】	171件	220件		
活動指標	基準年度 (平成30年度)	目標年度 (令和6年度)									
子育てのための施設等利用給付費受給率(幼稚園) (令和元年10月開始) 【子ども政策課】	-	100%									
育英資金制度の周知件数(「中学・高校・大学への案内」「個別相談会」「イベント会場でのパンフレット配布」等の合計件数) 【学務課】	171件	220件									

施策5

子ども・若者が社会と関わる力を育むための成長支援

子ども・若者が、他者、社会、自然・環境に積極的に関わり、生きる自信や自己肯定感を高め、未来の地域社会を築いていく力を育むためには、自然の中での集団宿泊活動や職場体験活動、奉仕体験活動、地域の大人や異年齢の子どもたちとの交流などの体験活動が有用です。生まれ育った家庭環境に左右されることなく、子どもたち一人ひとりが、自己肯定感を高め、夢や希望を抱く契機を持てるよう、家庭や地域との協働により多様な体験機会の充実に努めます。

また、キャリア教育や主権者教育、環境教育等に取り組み、自ら生きる地域社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担うことができる力の育成を図ります。

【施策実現のための3つの戦略】

- 戦略1 多様な体験活動の提供とその充実
- 戦略2 家庭教育支援の充実
- 戦略3 社会的自立に必要な力の育成・支援

戦略

1

多様な体験活動の提供とその充実

現状と課題・必要性

- 国の「子どもの体験活動の実態に関する調査研究」報告書においては、子どもの頃の自然体験や友だちとの遊び、地域活動等の体験が豊富な人ほど、意欲・関心や、規範意識、人間関係能力が高いとの報告があります。【青少年課】

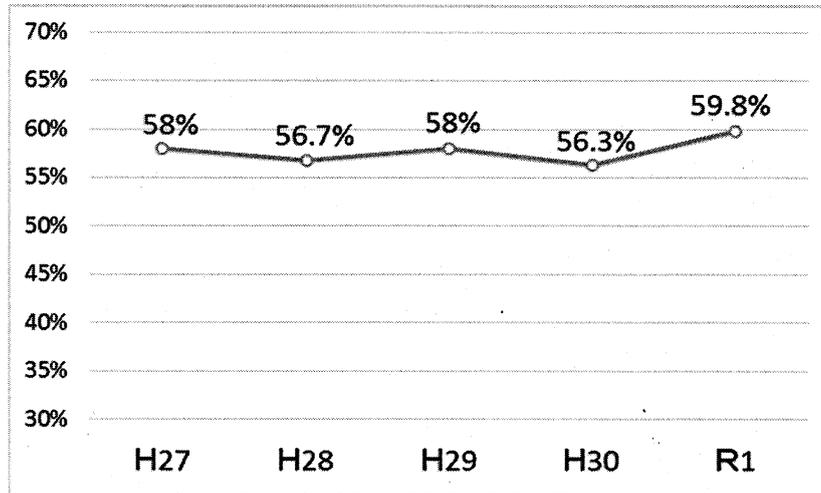
<多様な体験活動の充実>

- 国は、子どもたちの自然体験や文化芸術に触れて感性を豊かにしたりする機会が限られてきているため、地域・家庭と連携・協働しつつ、体験活動の機会を確保する必要性を指摘しています。【青少年課】
- 足立区では、各種の体験事業や大学との連携事業、放課後子ども教室などの体験活動の機会の提供と充実に努めています。【青少年課、学校支援課】
- 生命の有限性や自然の大切さなどを実感するための体験活動や、集団宿泊活動、伝統文化に触れる活動、職場体験といった様々な体験活動の一層の充実が必要です。【青少年課、学務課、教育指導課】

<青少年育成のための環境整備>

- 令和元年度の「足立区学力定着に関する総合調査」で「地域の行事に参加している」に肯定的な回答をした小学5年生の割合は59.8%となっており、平成27年度から5年間で、ほぼ横ばいの状況です(図26)。子どもの自己肯定感の醸成のためには、地域活動が有効だと考えられていることから、青少年育成団体の活動を積極的に支援し、子どもたちが地域活動を経験する機会の確保に努めていきます。【青少年課】
- 多様な地域団体と連携して子どもに地域活動の場の提供や子ども自身の参加・参画が必要です。また、子ども・若者が育つ地域環境の整備や、それらを担う地域団体等への支援・強化が課題です。【青少年課】

図26 「地域の行事に参加している」に肯定的な回答をした小学5年生の割合



出典:足立区学力定着に関する総合調査

めざす方向性

生命や自然を大切に作る心や他を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、学校において、自然体験活動や集団宿泊体験、伝統文化体験、奉仕体験活動といった多様な体験活動機会の充実に努めます。

また、子ども・若者が育つ地域環境の整備に向け、大学や青少年関係団体・関係者等との連携や協働を進めるとともに、団体活動の支援・育成に取り組んでいきます。

主な取り組み

- ・ 大学連携による体験活動
- ・ 放課後子ども教室の推進
- ・ ジュニアリーダーの育成

成果指標		基準年度 (平成30年度)	目標年度 (令和6年度)
1	大学生体験教室・ものづくり体験教室に参加してアンケートに回答した小・中学生のうち、「今回の体験をとおして、これからも新しいことを知ったりチャレンジしたいと思った」と回答した割合 (令和2年度より実施)【青少年課】	-	90%
2	「足立区学力定着に関する総合調査」で小学5年生が「地域の行事に参加している」に肯定的な回答をした割合【青少年課】	56.3%	61%
3	「全国学力・学習状況調査」で小学6年生及び中学3年生が「人の役に立つ人間になりたい」に肯定的な回答をした割合(※施策1の再掲)【青少年課】	(小学6年生) 93% (中学3年生) 92.3%	(小学6年生) 95% (中学3年生) 95%

個別の取り組み

戦略1 多様な体験活動の提供とその充実 ①体験活動

1 体験活動情報 【青少年課】

児童・生徒が多様な体験活動を経験できるよう、長期休暇時(夏・冬休み)の区全体の体験活動事業を一覧化してHPで公開することにより、体験活動の周知に努めていきます。

2 自然教室の実施(再掲) 【学務課】

鋸南自然教室(小5)、日光自然教室(小6)、魚沼自然教室(中1)において、宿泊を伴う規律ある集団生活の中で社会性を育むとともに、地元の方々との交流活動や、区内では体験することができない地元ならではの自然体験・地域文化体験など多様な体験活動を通じて、心身の健全な育成や学習意欲の向上を図っていきます。

3 大学連携事業 【青少年課】

子どもたちが自分の将来を考えられるよう、大学連携事業として、大学生生活体験や、音楽・自然・生物・科学などの大学の専門性を生かした多様なプログラムを提供していきます。

4 大学と連携した留学生交流学習 【学力定着推進課】

小学生の大学訪問や、中学校における留学生との交流授業など、大学の資源を活用した英語力向上の取り組みを展開していきます。

活動指標	基準年度 (平成30年度)	目標年度 (令和6年度)
自然教室における各学校の体験活動数の合計 (野菜の収穫、日光彫、田植え・稲刈り、笹団子づくり、磯の生物観察、文化遺産見学、ハイキング等) (※施策1の再掲) 【学務課】	905回	905回
青少年課の大学連携事業の全プログラムの提供数 【青少年課】	25回	33回
大学と連携した留学生交流学習の実施校数 【学力定着推進課】	6校	6校

戦略1 | 多様な体験活動の提供とその充実 ①体験活動

5 あだち子ども百人一首大会、将棋大会 【青少年課】

日本の伝統文化である百人一首及び将棋について、小・中学生を対象とした大会を実施し、日本文化を尊重する気持ちや、日々努力すること、考える力、判断力を育んでいきます。

6 職場体験 【教育指導課】

仕事の体験や働く人と接することで望ましい勤労観・職業観を育む機会とするため、区内企業、商店、官公庁などで、職場体験を実施していきます。

7 放課後子ども教室の推進 【学校支援課】

地域の方々の協力を得て、小学校の校庭や教室・図書室などを活用し、多世代による自由遊びや読書、自主学習の場として、放課後の子どもたちの安全・安心な居場所を提供する「放課後子ども教室」を実施し、地域社会の中で健やかでたくましく生き抜く力を育む環境づくりを推進していきます。

活動指標	基準年度 (平成30年度)	目標年度 (令和6年度)
あだち子ども百人一首大会の参加率(※1) 【青少年課】	99.1%	100%
職場体験を実施している中学校の割合 【教育指導課】	100%	100%
放課後子ども教室への学校担当職員巡回数(1校あたりの年間巡回数/週1回として42回) 【学校支援課】	49回	49回

※1 参加率…小・中学校の参加チーム数の合計 ÷ 小・中学校の募集チーム数の合計
 平成30年度は、募集112チーム(小学校72チーム、中学校40チーム)中、111チームが参加

戦略1 多様な体験活動の提供とその充実 ②青少年育成のための環境整備

1 青少年健全育成のための組織の支援と連携 【青少年課】

青少年育成団体等への支援、団体間の調整を図り、子どものよりよい生育環境づくりに努めていきます。

(1) 青少年問題協議会(区議会議員、教育委員、学識経験者、警察署長などで構成)

関係行政機関相互の連絡調整や青少年施策に必要な事項の審議、意見交換、情報交換を行い、各関係団体の事業や活動に生かしています。

(2) 青少年委員(小・中学校学区域から1名選出)

青少年活動の支援や、青少年団体の運営・活動内容等についての相談を受けたり、指導をしたりしています。

(3) 青少年対策地区委員会

青少年の健全育成を図るために設置された自主的な機関です。区内に25団体あります。

(4) 少年団体連合協議会(概ね中学校学区域単位に組織された地区少年団体協議会で構成)

町会・自治会などを単位とした地域の子ども会活動の連携と支援や、青少年リーダーの養成、ジュニアリーダーの育成を行っています。

(5) 小・中学校PTA連合会

学校PTAの活動の支援をはじめ、研修会や広報活動などを学校や地域と連携して活動しています。

活動指標	基準年度 (平成30年度)	目標年度 (令和6年度)
青少年問題協議会の開催回数【青少年課】	2回	2回
青少年委員としてブロックで行う活動の回数【青少年課】	139回	156回
青少年対策地区委員会全体の主催事業数【青少年課】	123事業	130事業
ジュニアリーダークラブ(中学生・高校生)の構成員数【青少年課】	30人	100人

戦略1	多様な体験活動の提供とその充実 ②青少年育成のための環境整備										
<p>2 ジュニアリーダーの育成 【青少年課】</p> <p>足立区には、区の研修会を修了した中学生・高校生で構成されたジュニアリーダークラブがあり、「地域での貢献活動」や「子ども会における少年リーダー」を担うジュニアリーダーが活躍しています。</p> <p>地域や学校だけでなく、社会で自らの課題を見つけ、仲間とともにその課題を解決する力をもつジュニアリーダーを養成するため、小・中学生を対象に、ジュニアリーダー研修会や夏の宿泊キャンプを実施していきます。</p>											
<p>3 青少年育成者の人材育成 【青少年課】</p> <p>各子ども会の育成者向けに講師による講演や実技講習など、子ども会運営に必要な知識や技術をはじめ、育成者の悩みや不明点などを解決するための講習会を行います。また、ジュニアリーダー研修会の講師となる指導者を育成するための講座を実施し、青少年が育つ地域環境を支える人材育成を図っていきます。</p>											
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">活動指標</th> <th style="text-align: center;">基準年度 (平成30年度)</th> <th style="text-align: center;">目標年度 (令和6年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ジュニアリーダー研修会の参加者数 【青少年課】</td> <td style="text-align: center;">560人</td> <td style="text-align: center;">650人</td> </tr> <tr> <td>子ども会育成者の研修会実施回数 【青少年課】</td> <td style="text-align: center;">22回</td> <td style="text-align: center;">23回</td> </tr> </tbody> </table>			活動指標	基準年度 (平成30年度)	目標年度 (令和6年度)	ジュニアリーダー研修会の参加者数 【青少年課】	560人	650人	子ども会育成者の研修会実施回数 【青少年課】	22回	23回
活動指標	基準年度 (平成30年度)	目標年度 (令和6年度)									
ジュニアリーダー研修会の参加者数 【青少年課】	560人	650人									
子ども会育成者の研修会実施回数 【青少年課】	22回	23回									

戦略

2

家庭教育支援の充実

現状と課題・必要性

＜家庭教育＞

- 社会生活の希薄化、核家族化・少子化等の家族形態の変化など、近年の子どもを取り巻く環境の変化により、子どもの成長段階に応じた発育・発達が難しくなっていることが指摘されています。【青少年課】
- また、子育てについての不安や孤立を感じる家庭や、子どもの社会性や自立心、子どもの基本的な生活習慣の育成などに課題を抱える家庭が増加するなど、家庭教育力の低下が懸念されています。【青少年課】
- 平成30年実施の「足立区子ども・子育て支援に関するニーズ調査」より、就学前の子どもの保護者のうち約8割が、小学生の保護者のうち約7割が何らかの子育てに対する悩みを有している状況です。また、平成29年度に足立区が実施した「子どもの健康・生活実態調査」において、朝食を毎日食べる小学1年生の割合は9割を超えるものの、朝食を毎日食べる習慣のない子どもが一定数いることから、幼児期から生活リズムの定着に向けて働きかけていく必要があります(表27)。【青少年課】
- すべての親が安心して子育てや家庭教育を行うことができるよう、子どもたちの基本的な生活習慣の育成に向けた働きかけや、子どもとの関わり方を学ぶ機会の提供など、家庭教育力の向上に向けた取り組みの充実が必要です。【青少年課】

表27 小学1年生の朝食の摂取状況

	平成29年度	
	人数(人)	割合(%)
毎日食べる	3,945	93.8
時々食べない	214	5.1
ほとんど食べない	39	0.9
全く食べない	3	0.1
回答なし	7	0.2

出典：平成29年度子どもの健康・生活実態調査

めざす方向性

家庭に対して、規則正しい生活リズムの定着や、子どもを育てる上で実践することが望ましい内容の啓発を図るとともに、家族がふれあう機会、保護者同士がつながる機会を提供することにより、子どもたちが健やかに育つことができる家庭環境の醸成を図ります。

主な取り組み

- ・ 早寝・早起き・朝ごはんカレンダー
- ・ あだち幼保小接続期カリキュラム家庭版
- ・ 子育て仲間づくり活動

成果指標		基準年度 (平成30年度)	目標年度 (令和6年度)
1	早寝・早起き・朝ごはんカレンダーの取り組み園の保護者アンケートで、「早寝・早起き・朝ごはんをこころがけるようになった」と回答した方の割合 (令和2年度より設問追加)【青少年課】	-	65%
2	基本的な生活習慣(※1)が身についている小学1年生の割合(※施策2の再掲)【就学前教育推進課】	90.6%	90% ※2
3	家庭教育支援講座の受講者を対象としたアンケートにおいて、「今後に生かせると思う」に肯定的な回答をした割合(令和2年度より実施)【青少年課】	-	85%

※1 基本的な生活習慣の内容・・・P42参照

※2 90%の設定理由・・・P42参照

個別の取り組み

戦略2 家庭教育支援の充実

1 生活習慣定着等に向けた家庭への啓発

(1) 早寝・早起き・朝ごはんカレンダー 【青少年課】

早寝・早起き・朝ごはんの習慣が身につくよう、カレンダーのリーフレット配付やポスター掲示を通じて、啓発を行っていきます。4・5歳児の在籍する全園を対象として、「早寝・早起き・朝ごはんカレンダー」に取り組み、平成30年度の実施割合は73.1%(実施141園/全193園)であったことから、今後、より活用してもらえるよう、内容の見直しや、新規開設園や未実施園への啓発を行っていきます。

さらに、令和2年度から小学1年生を対象に、夏休み期間中の生活リズムが崩れないよう、「早寝・早起き・朝ごはんカレンダー(四週間版)」を配付し、規則正しい生活習慣の定着を図っていきます。

(2) あだち幼保小接続期カリキュラム家庭版 【就学前教育推進課】

区内の5歳児が在籍する教育・保育施設を通して、5歳児(年長)の保護者の方を対象として、家庭でも取り組んでいただきたい「基本的生活習慣」「他者とのかわり」「学びの芽生え」を柱とした10の大切な項目をまとめた「あだち幼保小接続期カリキュラム家庭版」を配付します。さらに、保育者と小学校教員を対象にした研修会を実施し、本カリキュラムを効果的に活用した家庭啓発のための働きかけを行い、保護者との連携を支援していきます。

また、子どもの発達段階に応じた育ちを示したリーフレットを健康診査で保護者に配付するなど、さまざまな機会を捉えて家庭啓発を図っていきます。

活動指標	基準年度 (平成30年度)	目標年度 (令和6年度)
早寝・早起き・朝ごはんカレンダーに取り組む園の割合 *4・5歳児の在籍園に限る【青少年課】	73.1%	93.5%
早寝・早起き・朝ごはんカレンダーに取り組む小学校の割合*小学1年生を対象(令和2年度より実施) 【青少年課】	-	100%
保育者と小学校教員を対象とした接続期教育研修 (幼保小連携研修)の実施回数 【就学前教育推進課】	2回	2回

戦略2 家庭教育支援の充実

2 家庭教育の支援 【青少年課】

(1) 子育て仲間づくり活動

区内の就学前教育・保育施設の保護者などが主体となって実施される、子育て仲間づくり活動(子育て・家庭教育に資する学習活動、保護者同士の交流活動)に対して補助金を交付し、家庭教育の支援・啓発を強化していきます。

家庭教育力の向上を図るためには、保護者の子育て・家庭教育に資する学習活動の機会を増やすことが重要であると考え、交付対象を子どもを中心にした遊びの活動から保護者の学びにつながる活動に転換するとともに、幅広い周知活動を行うことにより、活用の促進と内容の充実を図っていきます。

(2) 家庭教育支援講座

親の育ちを応援する学習機会の充実に向けて、子育てに関する悩みや不安の解決につながる手がかりを考え、家庭教育のあり方やその重要性を学ぶ講座を実施します。さらに、現在の子育てを理解し、子育て世代を支えるきっかけとなるよう、親のみでなく、家族や地域のボランティアを対象とした学びの機会を提供していきます。

活動指標	基準年度 (平成30年度)	目標年度 (令和6年度)
「子育て仲間づくり活動」を実施した団体数 【青少年課】	46団体	60団体
家庭教育支援講座の実施数【青少年課】	15回 【延べ79人】	20回 【延べ120人】

戦略
3

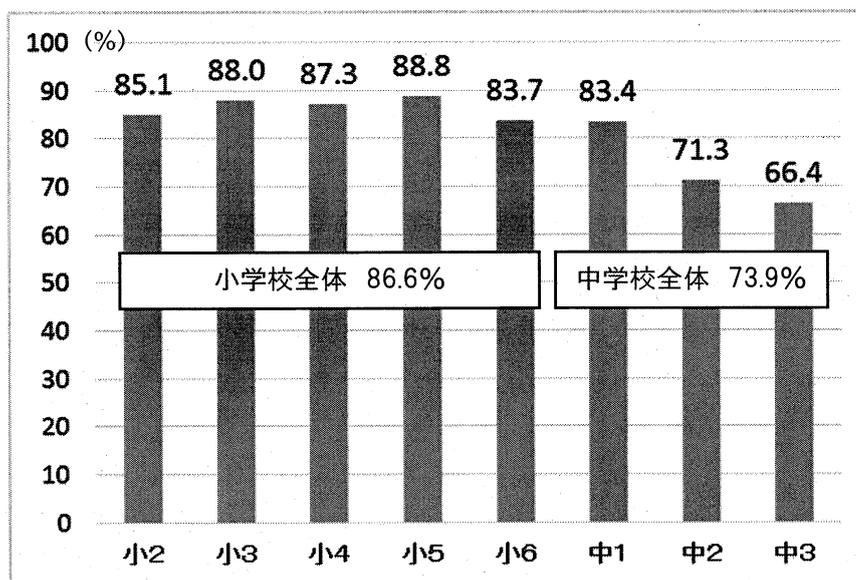
社会的自立に必要な力の育成・支援

現状と課題・必要性

<キャリア教育の推進>

- 社会的・職業的自立を実現するためには、夢を持つことの大切さの理解や、自己の生き方や働き方について考え、目標を立てて計画的に取り組む態度の育成が重要です。
【教育指導課】
- 令和元年度の「足立区学力定着に関する総合調査」で「将来の夢や目標を持っている」に肯定的な回答をした割合は、小学校全体で86.6%、中学校全体で73.9%であり、特に中学生は学年が上がるにつれて下がっている状況にあります(図28)。
【教育指導課】
- 個性や適性を理解し、主体的に進路を選択できる能力や態度を育てていくため、キャリア教育の推進を図る必要があります。
【教育指導課】

図28 「将来の夢や目標を持っている」に肯定的な回答をした割合



出典：令和元年度足立区学力定着に関する総合調査

＜主権者教育・消費者教育・環境教育＞

- 平成27年に公職選挙法等の一部を改正する法律が成立し、公職の選挙の選挙権を有する者の年齢が満18歳以上に引き下げられたことで、これまで以上に、国家・社会の形成者としての意識を醸成するとともに、自身が課題を多面的・多角的に考え、自分なりの考えを作っていく力を育むことが重要となっています。 【教育指導課】

- 平成30年度の「全国学力・学習状況調査」で「地域や社会で起こっている問題や出来事に関心がある」に肯定的な回答をした割合は、小学6年生は61.3%、中学3年生は56.4%です。また、「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある」に肯定的な回答をした割合は、小学6年生は49.4%、中学3年生は36.9%といずれも50%に満たない状況です。 【教育指導課】

- 社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担うことができる力を育成していくため、主権者教育や消費者教育、環境教育等の充実を図る必要があります。 【教育指導課、環境政策課】

めざす方向性

夢や希望の実現に向けて適切な進路選択を行い、社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担うことができる力を育むため、キャリア教育や主権者教育、環境教育の充実を図ります。

主な取り組み

- ・ キャリア教育の充実
- ・ 主権者教育の推進
- ・ 環境教育の推進

成果指標		基準年度 (平成30年度)	目標年度 (令和6年度)
1	「足立区学力定着に関する総合調査」で「将来の夢や目標を持っている」に肯定的な回答をした割合 【教育指導課】	(小学生)86% (中学生)74.3%	(小学生)90% (中学生)80%
2	「全国学力・学習状況調査」で「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある」に肯定的な回答をした割合 【教育指導課】	(小学6年生) 49.4% (中学3年生) 36.9%	(小学6年生) 60% (中学3年生) 50%

個別の取り組み

戦略3 社会的自立に必要な力の育成・支援

1 キャリア教育の充実 【教育指導課】

特別活動の学級活動を要としながら、総合的な学習の時間や「特別の教科道徳」、各教科における学習、学校行事、個別指導としての教育相談などの機会を生かしつつ、学校の教育活動全体を通じて自らの個性や適性を理解し、主体的に進路を選択できる能力や態度を育てていきます。また、キャリア教育を一層効果的なものとするため、教員研修を実施して、教員の専門性を高めます。

(1) キャリア教育支援事業

職業体験施設や将来のキャリアに活用できる施設、職業教育に関連する講演会等にかかる費用を一部助成し、将来の社会的・職業的自立の基盤となる資質・能力・態度を育てていきます。

(2) 夢デザインシート

小学5年生から中学3年生にかけて、自分を見つめ直しながら、自分のよさや将来像を描く「夢デザインシート」の活用を通じて、自分自身についての理解を深め、将来の可能性を考える機会としていきます。

(3) 職場体験（再掲）

仕事の体験や働く人と接することで望ましい勤労観・職業観を育む機会とするため、区内企業、商店、官公庁などで、職場体験を実施していきます。

活動指標	基準年度 (平成30年度)	目標年度 (令和6年度)
キャリア教育支援事業の事業参加校の割合 ※平成30年度までは小学校のみが対象で、令和元年度以降は小・中学校が対象 【教育指導課】	91%	100%
夢デザインシートを活用している小・中学校の割合 【教育指導課】	100%	100%
職場体験を実施している中学校の割合 【教育指導課】	100%	100%

戦略3 社会的自立に必要な力の育成・支援

2 主権者教育の推進 【教育指導課】

教員を対象とした主権者教育に関する研修会の実施と、この研修内容を生かした社会科や総合的な学習の時間等を通じて、社会の形成に参画する意欲・態度等を養っていきます。さらに、小・中学校での租税教室や、中学校での税の作文応募等の取り組みにより税金の意義とその使い方を学び、税を通じて社会や国のあり方を考えていきます。

3 消費者教育の推進 【教育指導課】

消費者教育の授業充実に向けた教員研修を実施するとともに、社会科と家庭科、技術・家庭科をはじめとした教育活動全体を通じて、物や金銭の大切さ、金融の仕組みや働き、消費者被害と消費者保護などについて理解し、自立した消費者として主体的に責任ある消費行動ができるよう、消費者教育を推進していきます。

4 環境教育の推進 【教育指導課、環境政策課】

各教科や総合的な学習の時間等で、自然や資源、地球温暖化等の環境問題に関する学習に取り組み、持続可能な社会の担い手として、環境に配慮した行動がとれるよう、環境教育を推進していきます。また、理解が一層深まるよう、環境読本の配付や、夏休み子どもエコプロジェクト(※1)、小・中学生を対象とした環境学習出前講座など、発達段階に応じた学習機会を提供していきます。

活動指標	基準年度 (平成30年度)	目標年度 (令和6年度)
租税教室開催の小・中学校の割合 【教育指導課】	(小学校)100% (中学校)48.5%	(小学校)100% (中学校)60%
税についての作文に取り組んでいる中学校の割合 【教育指導課】	100%	100%
教員を対象にした消費者教育に関する研修会(※2)の実施回数 【教育指導課】	2回	2回
夏休み子どもエコプロジェクトに取り組んだ児童の割合 【環境政策課】	85%	88%

※1 夏休み子どもエコプロジェクト…小学5年生を対象として夏休み期間中に各家庭で節電実践のワークブックに取り組む学習プログラムのこと

※2 消費者教育に関する研修会…キャリア教育研修会と合わせて実施

